

外国人家事支援人材の送り出し国について（その1）

1 昨年6月ご説明時における要件案

既存の経済連携協定に基づき、看護師・介護福祉士候補者の送り出しの実績・経験を有する国（現時点ではインドネシア、フィリピン、ベトナムの3か国）



2 外務省からの指摘

その後、上記1の要件は、WTO協定の「サービス貿易に関する一般協定（GATS）」の「最恵国待遇義務」に抵触する可能性が大きいとの指摘が外務省からあった。

3 二国間協定による送り出し国の限定

上記のとおりWTO協定に抵触する可能性が大きいこと、また、EPAを含む二国間協定を結ぶ選択肢については、①新たに家事支援人材に関する交渉を行う必要があり、制度発足までに長期間を要すること、②いずれかの国と協定を締結した場合、その他の国からも協定締結の交渉が求められる懸念があること、③協定を締結した場合、制度の見直しが困難になること、から現実的ではない。



 EPA等二国間協定以外の方法（外国人の属性を要件とする方法）で送り出し国を限定することとしたい。



4 対応

(1) 主な送り出し国と想定されるフィリピンにならって、家事支援人材の送り出し体制の充実（資格、公的な人材育成機関、送り出し機関の認定など）を要件とすることで、送り出し国を限定するべく、アジア各国における制度を調査してきたが、フィリピン以外のその他の国でも送り出し体制が充実しつつあることが判明。このため、以下の方向で対応することとしたい。

➡ 「送り出し国において、我が国の定める基準を満たす当該国政府認定の人材育成機関で家事支援の一定の研修を修了していること」を要件としつつ、人材育成機関の実績（設立からの期間や研修修了者の国外就労数）、法的位置づけ等を要件とすることや、語学能力（例えば日本語能力N4）を要件に追加し、実質的に送り出し国を限定。

➡ 現在、フィリピン以外の国から家事支援人材の受け入れを検討している事業者はないと承知しているが、受け入れ事業者に関して、①日本での家事支援サービスの事業実績が3年以上、②財務体質の健全性、③フルタイム雇用を要件とし、現時点でも良質なサービスを提供している事業者に限定。（いわゆる斡旋を主業務とする事業者の参入を排除）

(2) また、現在、在外公館や関係機関（ジェトロ、海外職業訓練協会）を通じ、アジア各国の制度について調査を継続しており、この結果、フィリピンとそれ以外の国において、何らかの差異が認められれば、要件として追加を検討。

(3) 上記のとおり対応したとしても、将来にわたって送り出し国を限定することは困難と考えられる。このため、受け入れにあたっては、区域会議が策定する区域計画において、受け入れ人数等に関する目標を設定し、適切に管理していくこととする。また、本制度は、国家戦略特区において「試行的に」行うものであり、当面、関西圏や東京圏において、本制度の活用意向を示している大阪府及び神奈川県に限定して行うこととする。